

体験版申請用総合ソフト(ver.3.0) インストールガイド

登記・供託オンライン申請システム

平成29年4月

法務省民事局

■本書の構成

- 1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール
- 2 体験版申請用総合ソフトの機能
- 3 申請用総合ソフトとの相違点

体験版申請用総合ソフトver.3.0は、本番用の申請用総合ソフト(3.0A)の機能に擬似データを加えたものです。

1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール

1.1 動作環境

■ハードウェア環境

CPU 800MHz以上(推奨)

メモリ 1GB以上(推奨)

■ソフトウェア環境

OS Microsoft Windows 7 (32bit版, 64bit版)

ブラウザ Internet Explorer

Adobe Reader XI(11)

■その他

ディスプレイサイズ 1024×768以上(推奨)

ハードディスク 300MB以上の空き容量(必須)

フレームワーク .NET Framework3.0又は3.5 Service Pack 1(必須)

※ ご利用の環境に.NET Framework3.0又は3.5 Service Pack 1がインストールされていない場合(コントロールパネルの「プログラムの追加と削除」から確認できます。)は、Windows Update又はMicrosoftのウェブサイトから.NET Frameworkを入手する必要があります。

(Microsoftのウェブサイト <http://msdn.microsoft.com/ja-jp/netframework/aa569263.aspx>)

なお、.NET Frameworkのインストールについては、Windowsのセキュリティ機能により、Windowsの管理者権限を有するユーザーのパスワードが必要となることがあります。

※ .NET Frameworkは、過去のバージョンを含む形式ではなく、完全に新しいバージョンとして提供されているため、.NET Framework3.0又は3.5 Service Pack 1より新しいバージョンのみをインストールした状態で使用することはできません。

※ 申請用総合ソフト(本番用)の動作環境については、上記と異なりますのでご注意ください。

1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール

1.2 .NET Frameworkのインストール

※ ご利用の環境に.NET Framework3.0又は3.5 Service Pack 1がインストールされていない場合、Windows Update 又はMicrosoftのウェブサイトから.NET Frameworkを入手する必要があります。

インストールしていない場合は、以下の手順により、インストールしてください。既に、インストールしている場合は、6ページの「1.3 体験版申請用総合ソフトのダウンロード及びインストール」へお進みください。

■ .NET Frameworkのインストール方法(.NET Framework3.5 SP1の場合)

- ① ブラウザで以下のホームページにアクセスし、「Microsoft .NET Framework 3.5 Service Pack 1」を選択します。

<http://msdn.microsoft.com/ja-jp/netframework/aa569263.aspx>

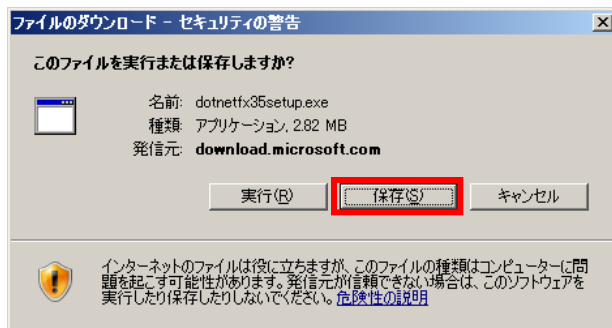


- ② 以下の画面が表示されますので、「ダウンロード」ボタンをクリックします。



1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール

- ③ 以下の確認メッセージが表示されますので、「保存」をクリックし、適宜の場所に保存します。

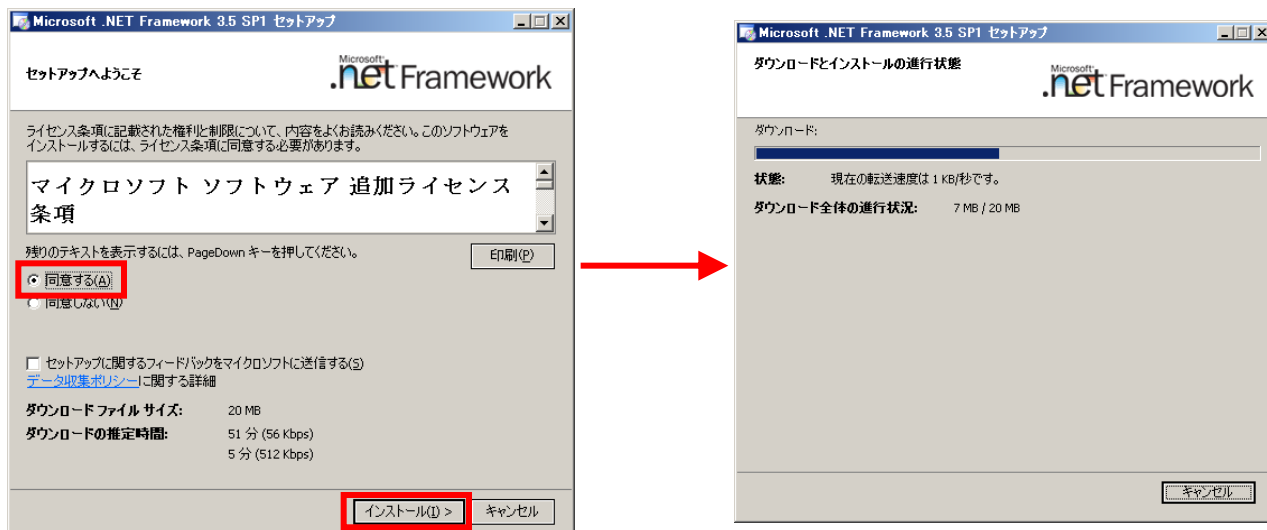


- ④ 保存したファイルをダブルクリック等して実行します。
以下の画面が表示されますので「実行」をクリックします。

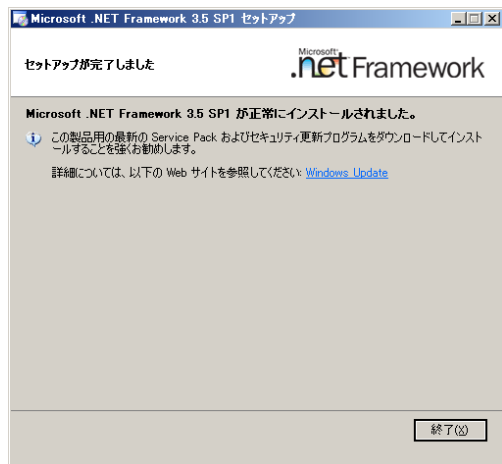


1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール

- ⑤ ライセンス条項を確認した後、「同意する」にチェックを入れ、「インストール」をクリックします。



- ⑥ 以下の画面が表示されるとインストールは完了です。



1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール

1.3 体験版申請用総合ソフトのダウンロード及びインストール

「体験版申請用総合ソフト(ver.3.0)」は、登記・供託オンライン申請システムのホームページ(「ダウンロード」ページ <http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/download.html>)からダウンロードをすることができます。

「体験版申請用総合ソフト(ver.1.0又は2.0)」をインストールしているPCについては、アンインストール(11, 12ページ参照)をしてからインストールをしてください。

(1) 登記・供託オンライン申請システムのホームページを表示し、「ダウンロード」をクリックします。



1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール

(2) 「ダウンロード」ページが表示されますので、ソフトウェアのダウンロードメニューから、「体験版申請用総合ソフト」の「ダウンロード」ボタンをクリックします。

● 体験版申請用総合ソフトのダウンロード

以下の資料を確認して、体験版申請用総合ソフトをインストールしてください。体験版申請用総合ソフトのご利用に当たっては、「体験版申請用総合ソフト 使用許諾書」の全ての条項に同意する必要があります。

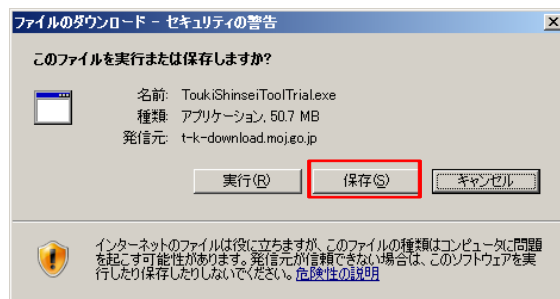
なお、体験版申請用総合ソフトをインストールした方は、使用許諾書の全ての条項に同意したものとみなされます。

- [体験版申請用総合ソフト使用許諾書](#)
- [体験版申請用総合ソフトREADME](#)
- [体験版申請用総合ソフト\(Ver.3.0\)インストールガイド](#)

体験版申請用総合ソフト

ソフトウェア名	内容	バージョン情報	ファイルサイズ	ダウンロードボタン
体験版申請用総合ソフト	「申請用総合ソフト」の体験版です。 (実際の申請は行えません) ※ 申請用総合ソフト(3.0A)の機能に、疑似データを加えたものです。	3.0	52.2MB	↓ ダウンロード

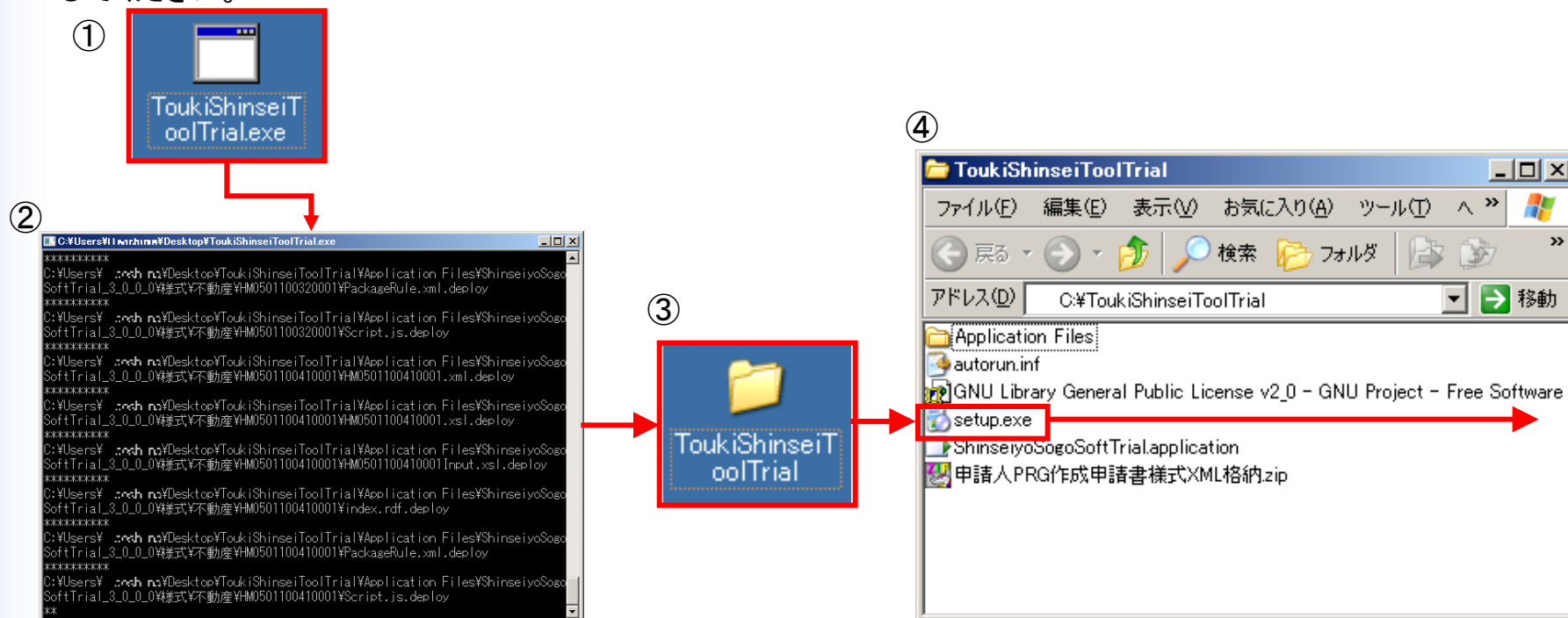
(3) 「ファイルのダウンロード」画面が表示されますので、発信元が「t-k-download.moj.go.jp」であることを確認後、「保存(S)」をクリックします。保存先は、デスクトップ等の任意の場所で構いません。



1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール

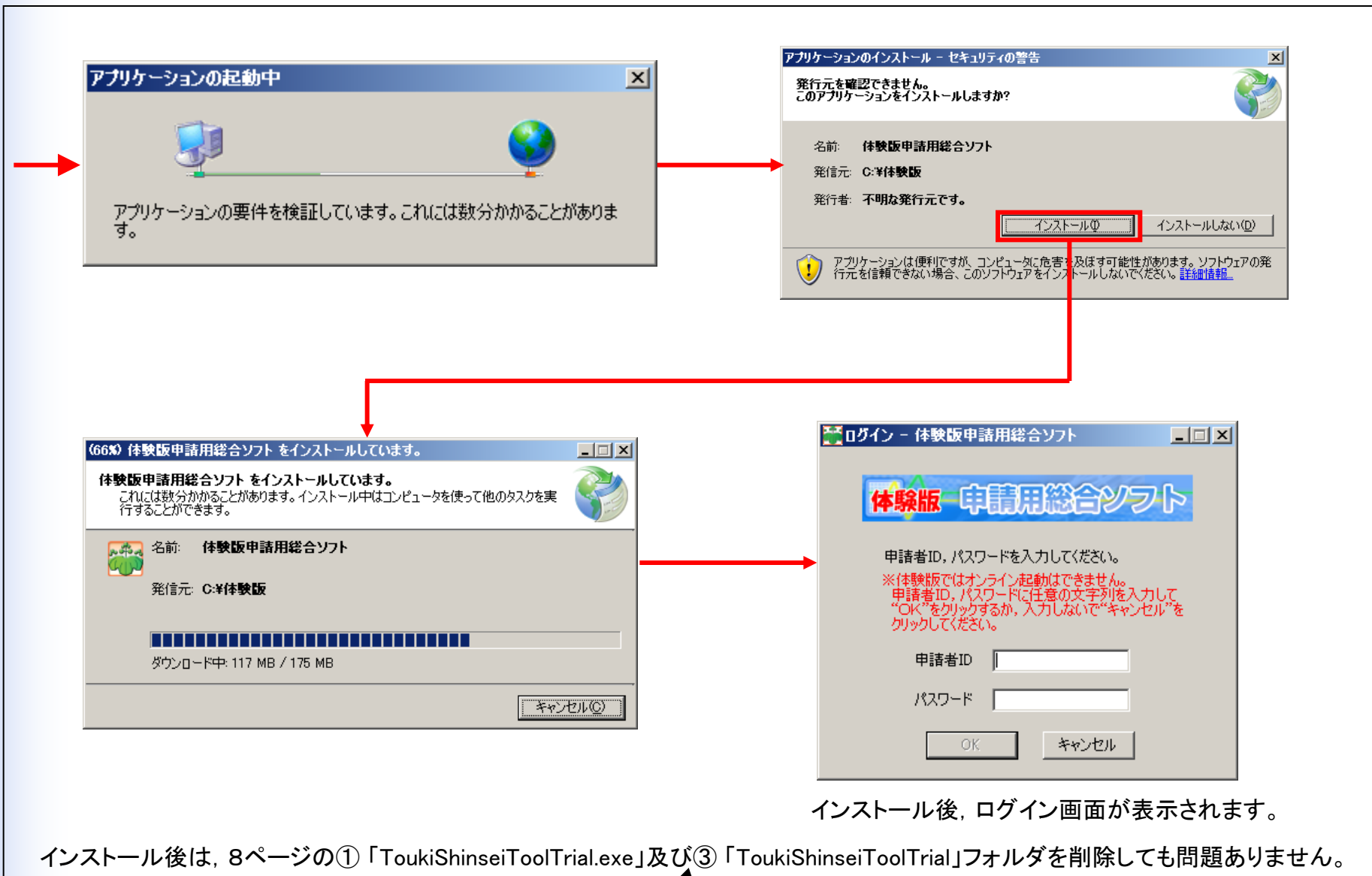
(4) ①保存した「ToukiShinseiToolTrial.exe」をダブルクリック(※ 10ページ)すると、②コマンドプロンプト画面が立ち上がります。

展開が終わるまで画面を閉じたりせず、そのままお待ちください。③展開が終わると、「ToukiShinseiToolTrial」フォルダが作成されます。④「ToukiShinseiToolTrial」フォルダ内の「setup.exe」をダブルクリックしてインストールしてください。



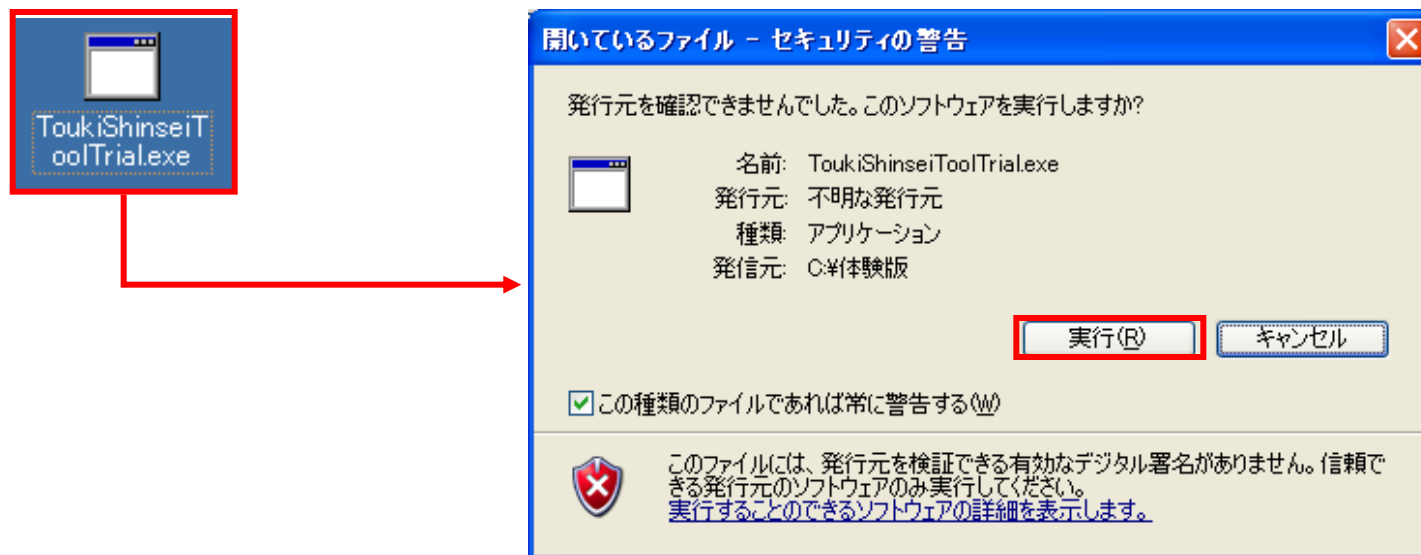
コマンドプロンプト画面が表示されたまま途中で止まってしまうなど、正常に解凍されない場合は、Cドライブ又はDドライブ直下等フォルダ階層の浅い箇所での実行をお試しください。

1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール



1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール

※ ToukiShinseiToolTrial.exeをダブルクリックした際に、セキュリティ警告が表示される場合があります。
その場合には、「実行」をクリックして操作を進めてください。



1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール

1.4 体験版申請用総合ソフトのアンインストール

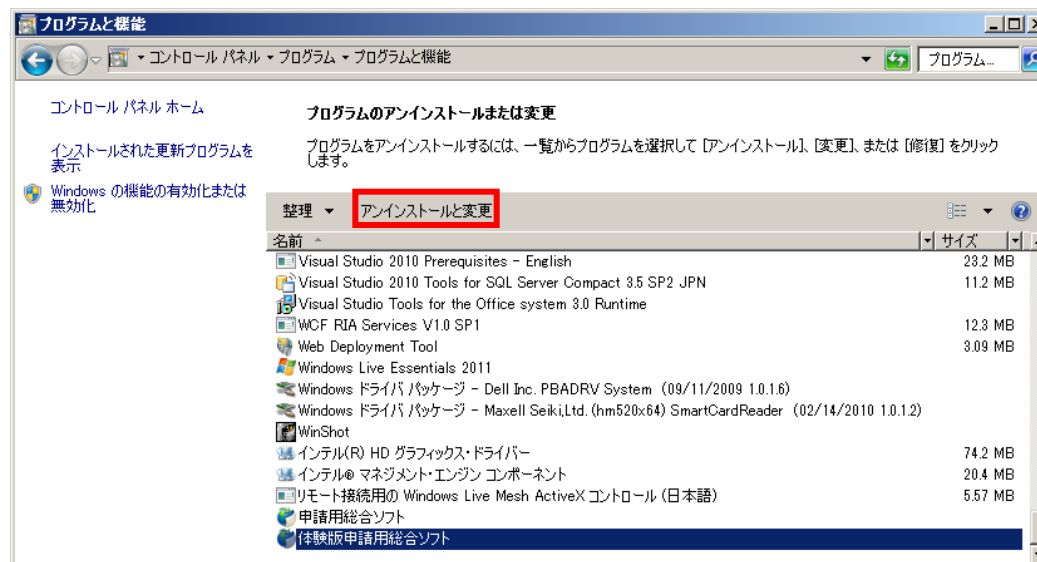
「体験版申請用総合ソフト(ver.3.0)」は、擬似データを格納しています。そのため、「体験版申請用総合ソフト(ver.1.0又は2.0)」をインストールしているPCに「体験版申請用総合ソフト(ver.3.0)」をインストールする場合は、インストールの前に以下の操作が必要となります。

(1) 「体験版申請用総合ソフト(ver.1.0又は2.0)」のアンインストール

コントロールパネルの「プログラム」から「プログラムと機能」をクリックします。

体験版申請用総合ソフトを選択し、「アンインストールと変更」をクリックしてアンインストールしてください。

なお、ご利用のPC環境によっては、Windowsのセキュリティ機能により、Windowsの標準ユーザーでは申請用総合ソフトのアンインストールができないため、PC管理者にPC設定につきお問い合わせください。



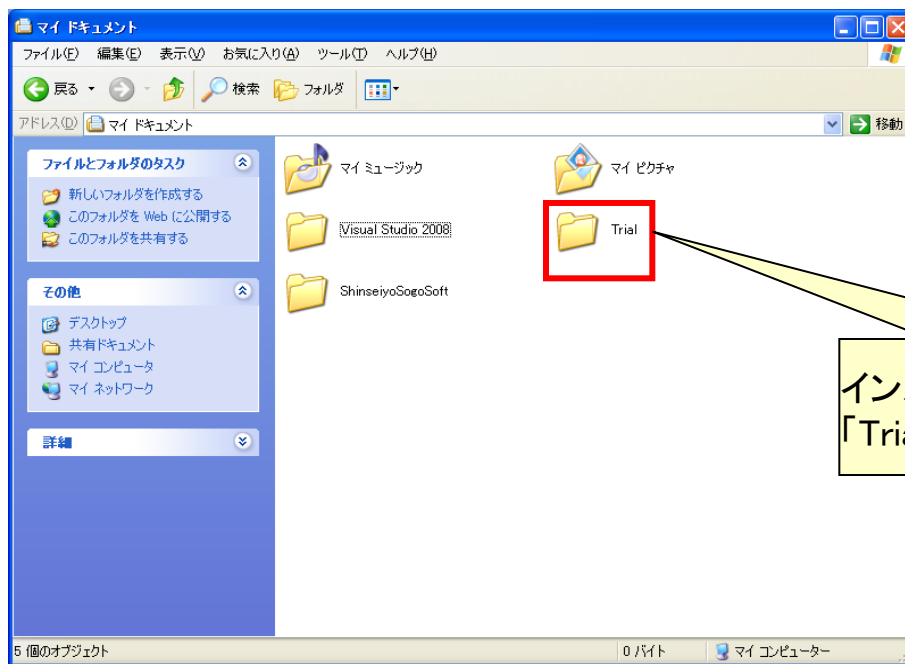
1 体験版申請用総合ソフトのインストール／アンインストール

(2) データフォルダの取扱い

体験版申請用総合ソフトをアンインストールしても、データフォルダが削除されることはありません。

そのため、データフォルダが「体験版申請用総合ソフト(ver.1.0又は2.0)」の初期インストール時に保存されている場合(同じ場所にある場合(「(My) Documents」の配下に「Trial」という名称で保存されています。))は、「体験版申請用総合ソフト(ver.3.0)」をインストールする前に、「体験版申請用総合ソフト(ver.1.0又は2.0)」の「Trial」フォルダを削除する必要があります。

「体験版申請用総合ソフト(ver.1.0又は2.0)」のデータフォルダを削除した後、「体験版申請用総合ソフト(ver.3.0)」をインストールすると、「(My) Documents」の配下に「体験版申請用総合ソフト(ver.3.0)」用に新規にデータフォルダとして「Trial」フォルダが作成され、新規に作成された「Trial」フォルダを参照しますので、「体験版申請用総合ソフト(ver.3.0)」の擬似データを利用することができます。



インストールをする前に
「Trial」を削除してください。

2 体験版申請用総合ソフトの機能

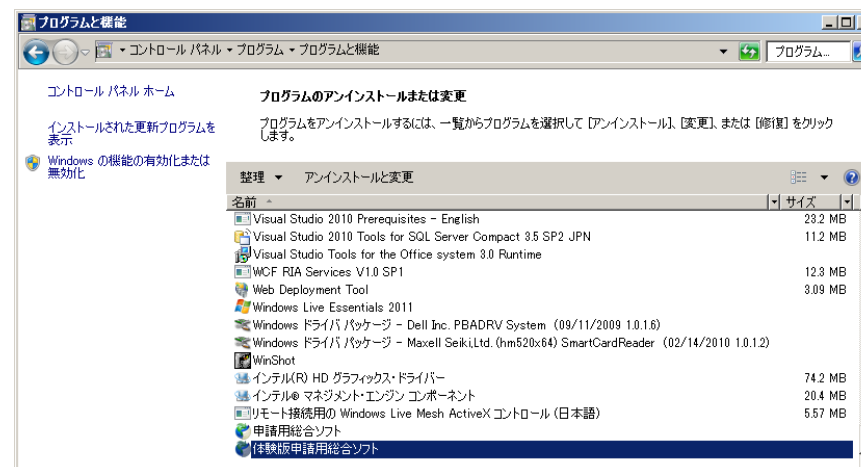
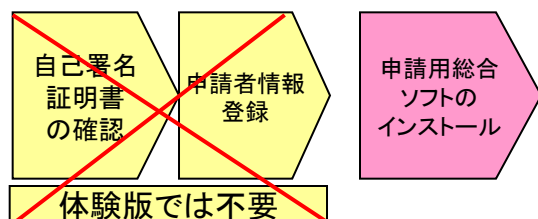
2.1 環境設定

体験版申請用総合ソフトは、申請用総合ソフトで提供する機能を、擬似的に体験することを目的とし、サーバとの通信が発生しない操作を体験することができます。

そのため、実際に申請等を行う際に必要となる「安全な通信を行うために必要な証明書(政府共用認証局の自己署名証明書)の確認」や「申請者情報登録」は不要です。

体験版申請用総合ソフトは、インストールするだけで使用することができますが、Microsoft社の.NET Framework3.0又は3.5Service Pack 1が必要となります。

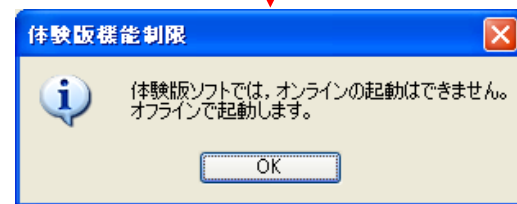
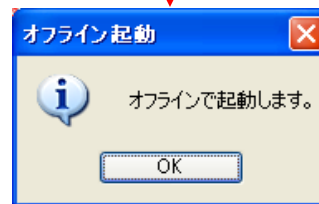
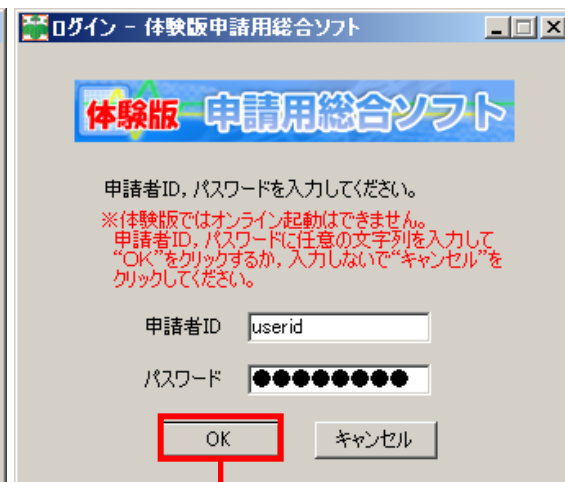
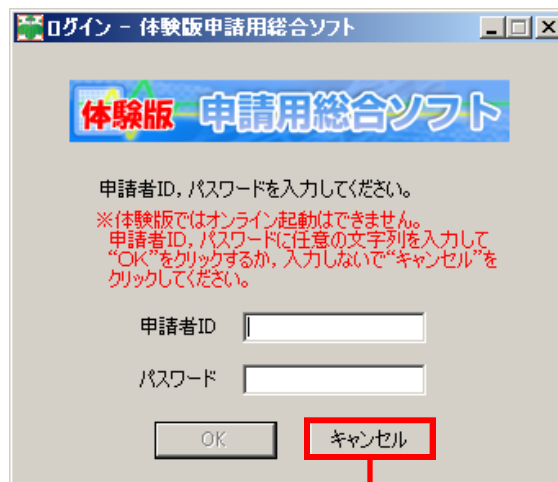
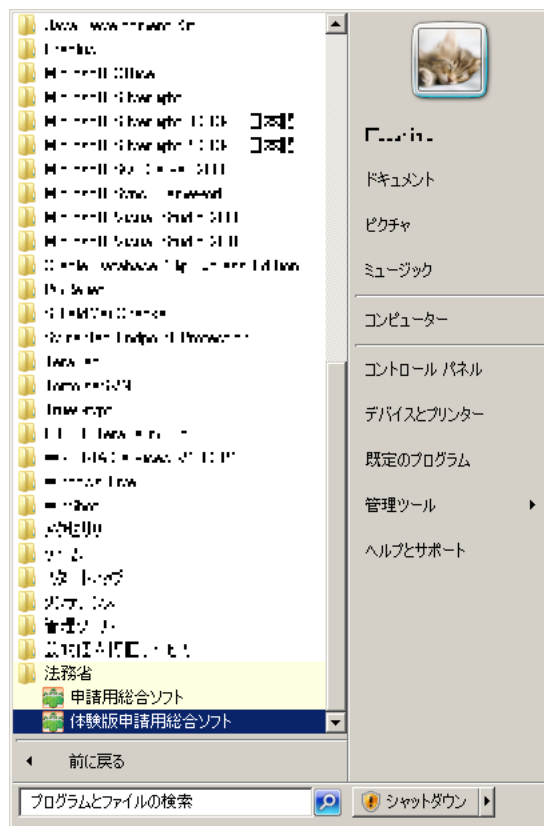
なお、申請用総合ソフト(本番用)の動作環境については、上記と異なりますのでご注意ください。



2 体験版申請用総合ソフトの機能

2.2 体験版申請用総合ソフトの起動方法

体験版申請用総合ソフトは、サーバーとの通信ができないため、オフラインで起動します。



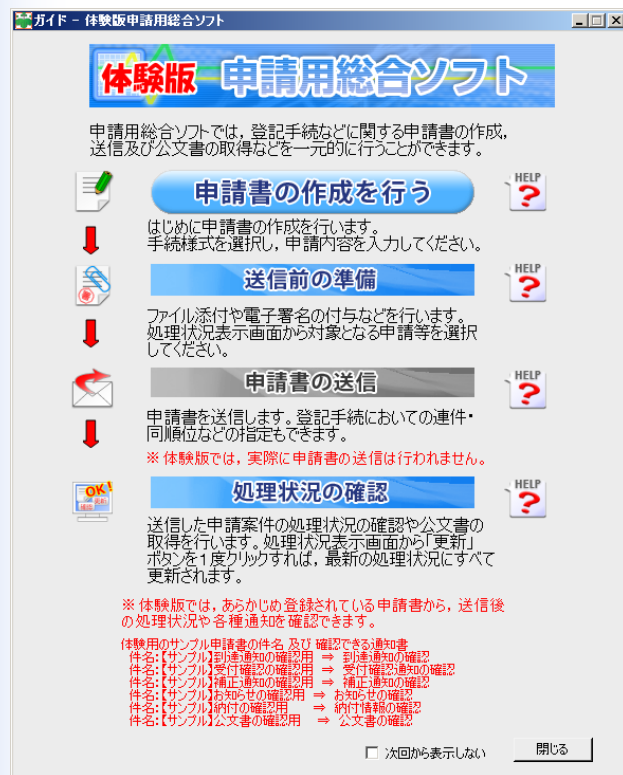
「すべてのプログラム」 → 「法務省」 → 「体験版申請用総合ソフト」

2 体験版申請用総合ソフトの機能

2.3 ガイド画面及び処理状況表示画面

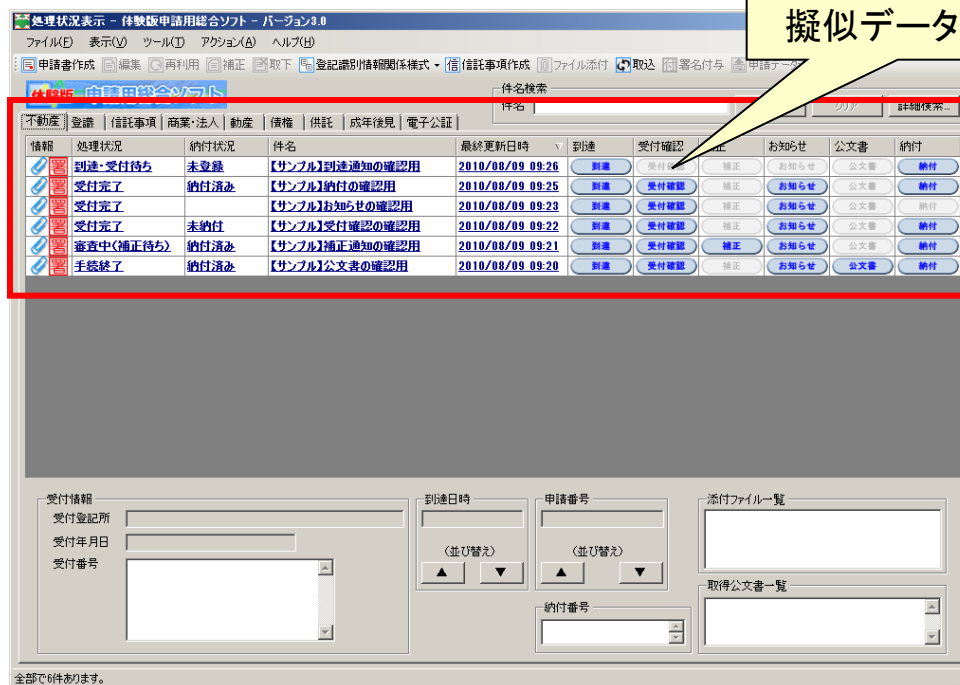
体験版申請用総合ソフトをオフラインで起動すると、ガイド画面及び処理状況表示画面が表示されます。

この画面から、申請書の作成、電子署名、擬似データによる処理状況の確認、到達通知やお知らせの確認、擬似データによる電子公文書の表示を行うことができます。



ガイド画面

体験版固有の注意事項を赤字で記載しています。

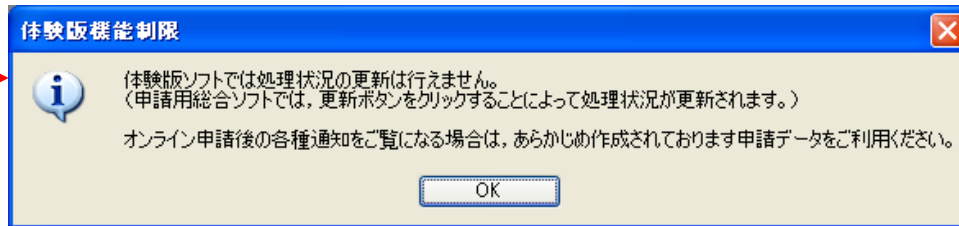
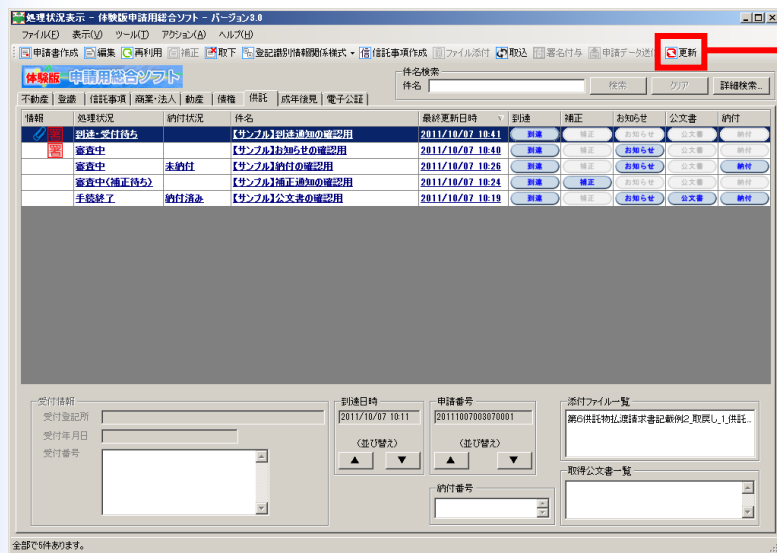
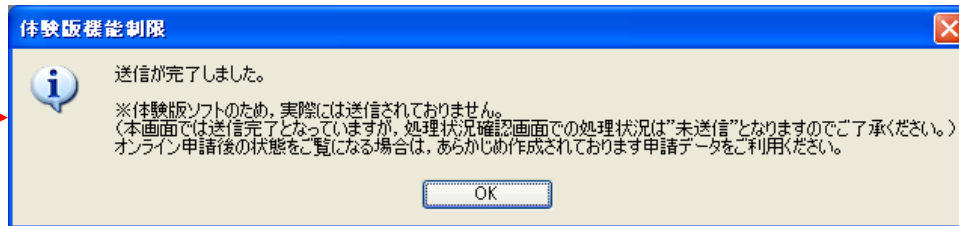
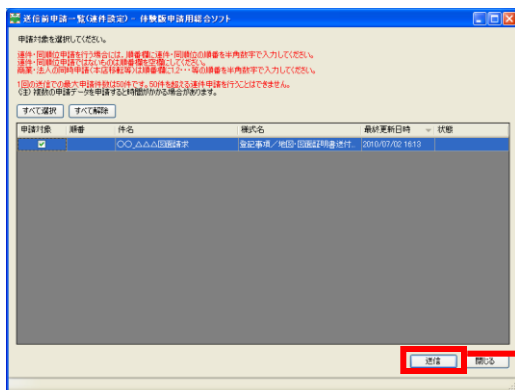


処理状況表示画面

3 申請用総合ソフトとの相違点

3.1 通信機能の抑止

体験版申請用総合ソフトは通信が発生する機能を抑止しており、「送信」ボタン等通信を伴う処理が必要なボタンをクリックするとメッセージが出力されます。

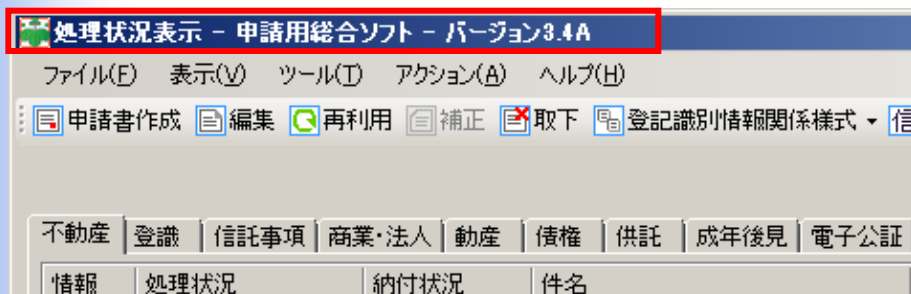


3 申請用総合ソフトとの相違点

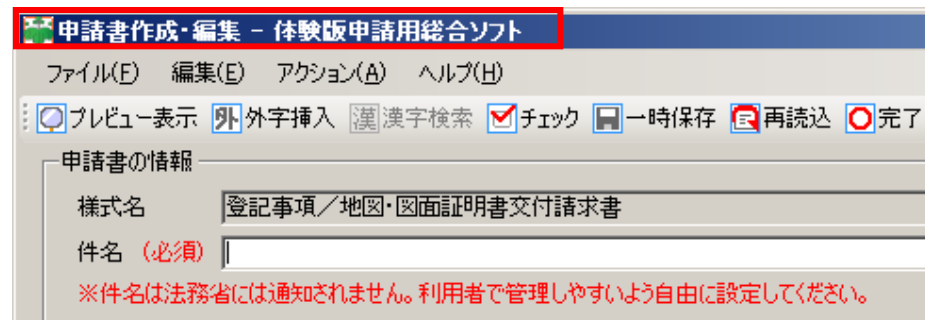
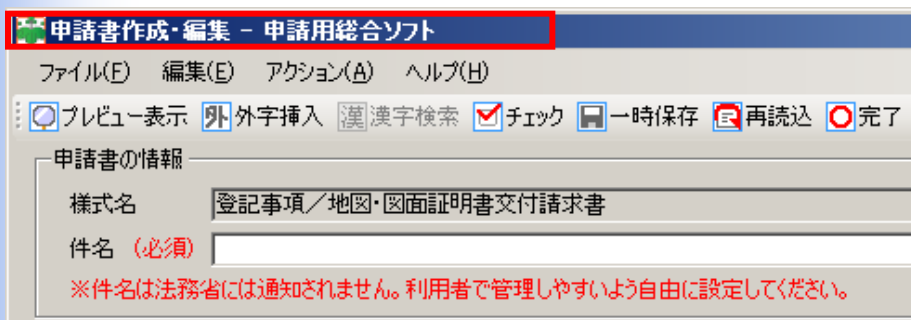
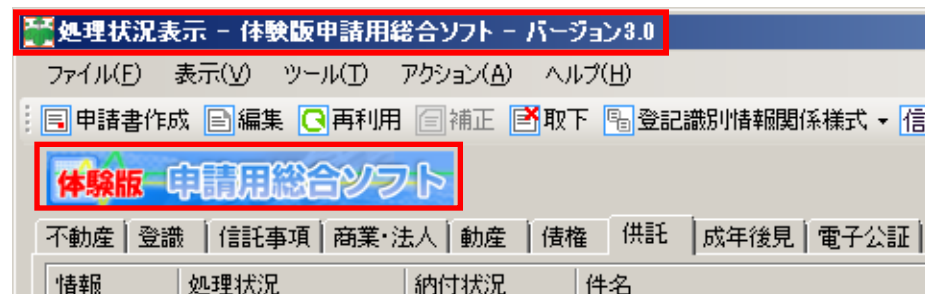
3.2 画面タイトルの変更

体験版申請用総合ソフトは、画面タイトルを申請用総合ソフト（本番用）と判別できるタイトルに設定しています。

申請用総合ソフト（本番用）



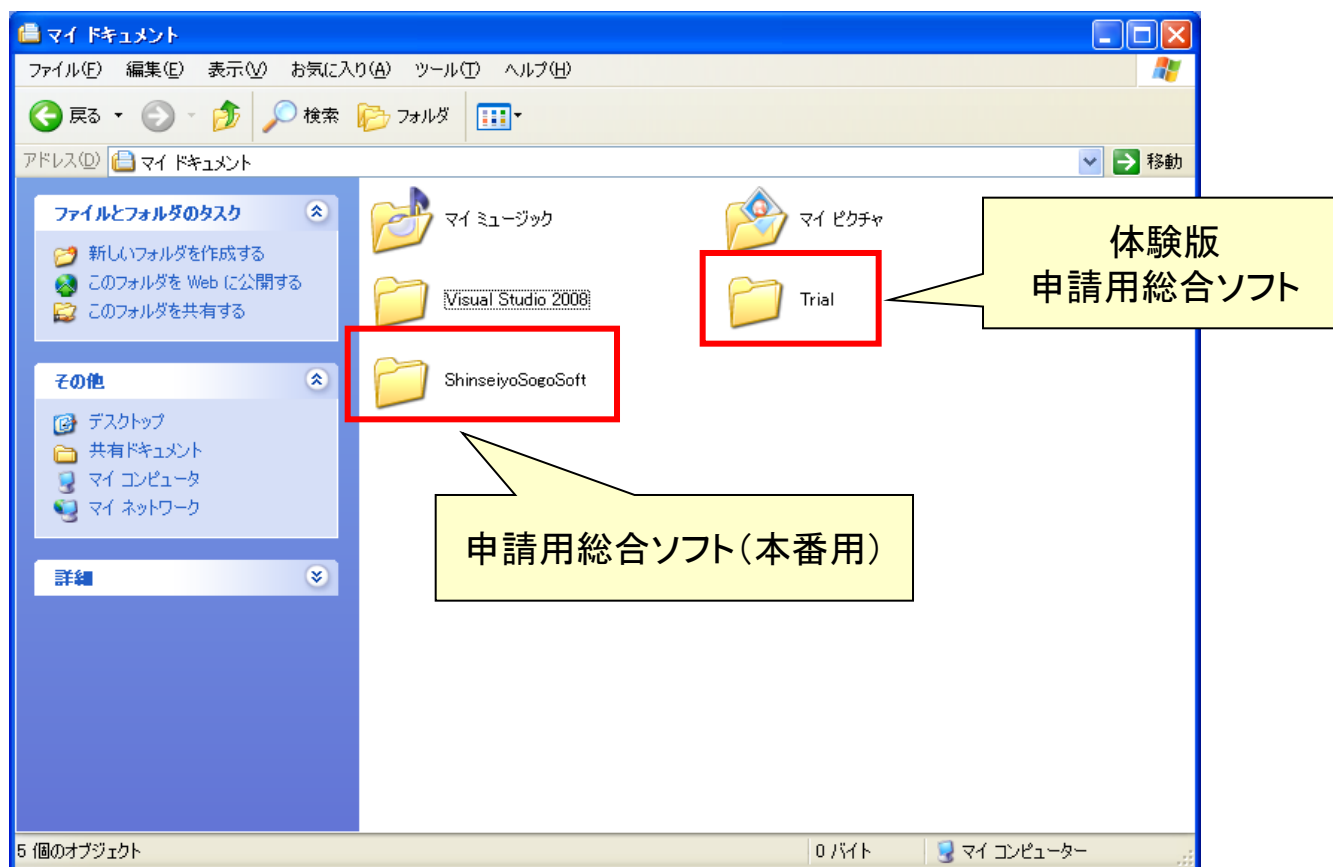
体験版申請用総合ソフト



3 申請用総合ソフトとの相違点

3.3 データフォルダ(アプリケーション格納領域)の変更

体験版申請用総合ソフトは、申請用総合ソフト(本番用)のデータフォルダ(アプリケーション格納領域(申請データなどの保存先))とは別のフォルダが作成され、インストールされます。



3 申請用総合ソフトとの相違点

3.4 申請データの取り込み

体験版申請用総合ソフトで作成した申請データは、申請用総合ソフト(本番用)にデータの取り込み(インポート)をすることができません。

